

入札公告

一般競争入札を次のとおり行うので、那賀町財務規則（平成17年那賀町規則第33号）第98条の規定により公告します。

令和8年7月14日

那賀町長 橋 本 浩 志

1. 入札に付する事項

入札番号 68

- (1) 工事名 令和8年度 森林基盤整備事業 林道立石谷線開設工事
- (2) 路線名等 林道立石谷線
- (3) 工事箇所 那賀郡那賀町沢谷
- (4) 工事期間 契約日の翌日 ～ 令和9年3月31日
- (5) 工事概要 施工延長 L=10m W=3.0m
林道土工 501.0m³ 路面工 29.6m² 法面工 103.3m² 擁壁工 1式
仮設工 1式 支障木処理工 1式 根株処理工 1式
- (6) 設計価格（税抜き） 19,897,000円
- (7) 入札形態 那賀町入札後審査型条件付一般競争入札（総合評価）で競争入札参加資格申請を徳島県電子入札システムにより提出し電子入札で実施する。
- (8) 失格基準価格（総合評価（税抜き））
失格基準価格（総合評価）＝（平均入札額＋予定価格×2）÷3×0.875
平均入札額は、公表設計額以内及び予定価格の2/3以上で無効でない入札書で算出する。また、平均入札額の算定において、予定価格の85%未満の入札書は予定価格の85%と見なし、予定価格以上公表設計額以内の入札書は、予定価格と見なす。尚、失格基準価格（税抜き）の設定単位は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格の85%の額として算出する場合も同様とする。
注）競争入札参加資格確認申請書の提出後、申請書の技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、開札までに辞退書の提出があれば辞退扱いとする。開札後落札決定までであれば失格とする。
- (9) 入札書提出期間 令和8年7月24日 午前8時30分 から
令和8年7月28日 午後5時00分 まで
- (10) 開札日 令和8年7月29日（午前10時00分）
- (11) 開札場所 那賀町役場 会計課 検査室
- (12) 一般競争入札（総合評価）で提出書類（添付様式）を提出ください。

2. 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置可能な者
- (3) 公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、また、指名を回避されている期間のない者及び徳島県建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けていない者
- (4) 公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、更正手続開始の申立て、または再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本町に競争入札参加資格の再申請をおこなっている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 「那賀町内に主たる営業所を有する土木一式工事の者で那賀町が令和8年5月1日付で格付けした特A等級、A等級、B等級、C等級以上の那賀町一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者」

*参加資格要件を満たしていないと認められた者は、当該通知の日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に町長に対してその理由について説明を書面により求めることができる。

3. 参加資格の確認

次に掲げる書類の審査により一般競争入札参加資格の有無を決定するため、申請書提出をおこなう際、次に掲げる書類を同時に提出しなければならない。

(1) 一般競争入札（総合評価）

- ・申請書 様式第4号
- ・同種工事の施工実績 様式第5号
- ・配置予定技術者の資格・施工経験 様式第6号
- *同種工事は入札説明に記載

(2) 申請書提出期間

令和8年7月15日から令和8年7月23日午後5時00分まで

(3) 申請書提出方法

徳島県電子入札システムに申請書類のファイルを登録する方法により提出

4. 質疑書の提出・回答方法

質疑書の提出は、FAXにより行うものとする。ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

- (1) 受付期間 令和8年7月15日から令和8年7月22日午後5時00分まで
- (2) 回答期間 令和8年7月15日から令和8年7月27日までの役場執務時間内
- (3) 受付方法 検査室にFAXすること。

FAX : 0884-62-1177

(4) 回答方法 那賀町ホームページまたは会計課検査室で公開する。

5. 入札・落札に関すること

(1) 特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は、延期をすることがある。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札の無効

1. 2に示した入札参加資格のない者の入札

2. 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

3. 那賀町競争入札心得第6の各号に該当する入札

尚、配置予定技術者の専任に係る要件については、入札参加資格の有無の審査対象から除くものとする。又、郵送による入札は、認めない。

(4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた者は、失格とする。

(5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。

(6) 落札決定にあたっては、入札金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(7) 工事費内訳書は、入札金額の入力時に添付ファイルとして同時に提出すること。

*工事費内訳書の不提出及び重大な不備がある場合は、当該内訳書を提出した者を失格とするので注意すること。又、提出後の差し替え再提出は認めないものとする。

6. 落札決定日（予定） 令和8年7月30日

*落札決定において審査（聞取り）が必要な場合は、落札候補者に電話で審査日時等を連絡するものとする。落札決定者には、落札決定日以後速やかに徳島県電子入札システムにより落札決定通知書を送付するものとする。

7. 契約に関すること

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 契約金額の 100分の10以上（金銭的保証とする）

(3) 前払金 契約金額の40%以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。

(4) 中間前払金 契約金額の20%以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。

(5) 落札決定後、契約締結までの間において、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

(6) 落札決定後、契約締結までの間において、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

※ 契約保証金の免除できる場合がある設計金額は、那賀町競争入札心得第9条第1項にある設計金額とし、前払金（中間前払金含む）ができる請負金額及び前払金（中間前払金含む）限度額は、那賀町公共工事標準請負契約約款第35条第1項の金額とする。

(7) 本案件は、議会承認案件ではない。

8. その他

(1) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。

(2) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

(3) 徳島県電子入札システムにより提出するファイルの形式等は以下のとおりとする。

資料名等	提出するファイル形式
内訳書 ・ 工事費内訳書 ・ 業務委託費内訳書※	エクセルブック形式（拡張子「.xlsx」） 又は、エクセル97-2003ブック形式（拡張子「.xls」）に限る。
入札参加資格確認資料 ・ 入札参加資格確認票 ・ 関係者辞退届出書 ・ 総合評価加点等算出資料申請書	PDF（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）
その他資料	PDF（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）

※委託については、入札公告等において提出を求めている場合についてのみ

注) 入札様式等は、那賀町競争入札心得を確認の上入札に参加してください。

入札公告

一般競争入札を次のとおり行うので、那賀町財務規則（平成17年那賀町規則第33号）第98条の規定により公告します。

令和8年7月14日

那賀町長 橋 本 浩 志

1. 入札に付する事項

入札番号 68

- (1) 工事名 令和8年度 森林基盤整備事業 林道立石谷線開設工事
- (2) 路線名等 林道立石谷線
- (3) 工事箇所 那賀郡那賀町沢谷
- (4) 工事期間 契約日の翌日 ～ 令和9年3月31日
- (5) 工事概要 施工延長 L=10m W=3.0m
林道土工 501.0m³ 路面工 29.6m² 法面工 103.3m² 擁壁工 1式
仮設工 1式 支障木処理工 1式 根株処理工 1式
- (6) 設計価格（税抜き） 19,897,000円
- (7) 入札形態 那賀町入札後審査型条件付一般競争入札（総合評価）で競争入札参加資格申請を徳島県電子入札システムにより提出し電子入札で実施する。
- (8) 失格基準価格（総合評価（税抜き））
失格基準価格（総合評価）＝（平均入札額＋予定価格×2）÷3×0.875
平均入札額は、公表設計額以内及び予定価格の2/3以上で無効でない入札書で算出する。また、平均入札額の算定において、予定価格の85%未満の入札書は予定価格の85%と見なし、予定価格以上公表設計額以内の入札書は、予定価格と見なす。尚、失格基準価格（税抜き）の設定単位は、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格の85%の額として算出する場合も同様とする。
注）競争入札参加資格確認申請書の提出後、申請書の技術職員配置計画書に記載した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、開札までに辞退書の提出があれば辞退扱いとする。開札後落札決定までであれば失格とする。
- (9) 入札書提出期間 令和8年7月24日 午前8時30分 から
令和8年7月28日 午後5時00分 まで
- (10) 開札日 令和8年7月29日（午前10時00分）
- (11) 開札場所 那賀町役場 会計課 検査室
- (12) 一般競争入札（総合評価）で提出書類（添付様式）を提出ください。

2. 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置可能な者
- (3) 公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、また、指名を回避されている期間のない者及び徳島県建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けていない者
- (4) 公告の日から入札執行の日までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、更正手続開始の申立て、または再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本町に競争入札参加資格の再申請をおこなっている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 「那賀町内に主たる営業所を有する土木一式工事の者で那賀町が令和8年5月1日付で格付けした特A等級、A等級、B等級、C等級以上の那賀町一般競争入札及び指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者」

*参加資格要件を満たしていないと認められた者は、当該通知の日の翌日から起算して5日以内（土、日及び祝日を除く。）に町長に対してその理由について説明を書面により求めることができる。

3. 参加資格の確認

次に掲げる書類の審査により一般競争入札参加資格の有無を決定するため、申請書提出をおこなう際、次に掲げる書類を同時に提出しなければならない。

(1) 一般競争入札（総合評価）

- ・申請書 様式第4号
- ・同種工事の施工実績 様式第5号
- ・配置予定技術者の資格・施工経験 様式第6号
- *同種工事は入札説明に記載

(2) 申請書提出期間

令和8年7月15日から令和8年7月23日午後5時00分まで

(3) 申請書提出方法

徳島県電子入札システムに申請書類のファイルを登録する方法により提出

4. 質疑書の提出・回答方法

質疑書の提出は、FAXにより行うものとする。ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

- (1) 受付期間 令和8年7月15日から令和8年7月22日午後5時00分まで
- (2) 回答期間 令和8年7月15日から令和8年7月27日までの役場執務時間内
- (3) 受付方法 検査室にFAXすること。

FAX : 0884-62-1177

(4) 回答方法 那賀町ホームページまたは会計課検査室で公開する。

5. 入札・落札に関すること

(1) 特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は、延期をすることがある。

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札の無効

1. 2に示した入札参加資格のない者の入札

2. 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

3. 那賀町競争入札心得第6の各号に該当する入札

尚、配置予定技術者の専任に係る要件については、入札参加資格の有無の審査対象から除くものとする。又、郵送による入札は、認めない。

(4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた者は、失格とする。

(5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。

(6) 落札決定にあたっては、入札金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(7) 工事費内訳書は、入札金額の入力時に添付ファイルとして同時に提出すること。

*工事費内訳書の不提出及び重大な不備がある場合は、当該内訳書を提出した者を失格とするので注意すること。又、提出後の差し替え再提出は認めないものとする。

6. 落札決定日（予定） 令和8年7月30日

*落札決定において審査（聞取り）が必要な場合は、落札候補者に電話で審査日時等を連絡するものとする。落札決定者には、落札決定日以後速やかに徳島県電子入札システムにより落札決定通知書を送付するものとする。

7. 契約に関すること

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 契約金額の 100分の10以上（金銭的保証とする）

(3) 前払金 契約金額の40%以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。

(4) 中間前払金 契約金額の20%以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。

(5) 落札決定後、契約締結までの間において、那賀町建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は、指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

(6) 落札決定後、契約締結までの間において、那賀町暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

※ 契約保証金の免除できる場合がある設計金額は、那賀町競争入札心得第9条第1項にある設計金額とし、前払金（中間前払金含む）ができる請負金額及び前払金（中間前払金含む）限度額は、那賀町公共工事標準請負契約約款第35条第1項の金額とする。

(7) 本案件は、議会承認案件ではない。

8. その他

(1) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。

(2) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

(3) 徳島県電子入札システムにより提出するファイルの形式等は以下のとおりとする。

資料名等	提出するファイル形式
内訳書 ・ 工事費内訳書 ・ 業務委託費内訳書※	エクセルブック形式（拡張子「.xlsx」） 又は、エクセル97-2003ブック形式（拡張子「.xls」）に限る。
入札参加資格確認資料 ・ 入札参加資格確認票 ・ 関係者辞退届出書 ・ 総合評価加点等算出資料申請書	PDF（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）
その他資料	PDF（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）

※委託については、入札公告等において提出を求めている場合についてのみ

注) 入札様式等は、那賀町競争入札心得を確認の上入札に参加してください。